

社協 居宅介護支援事業所としての コンプライアンスと機能面の強化

居宅介護支援事業所 桑名福祉センター

石田 正之 (発表者)

久賀 淳広

位田 美樹

§ 1. 事業所の概要



【所在地】 桑名市大字額田
桑名福祉センター内
(市南西部 在良地区)

【併設事業】 地域福祉センター
介護保険 通所介護事業
障害福祉 生活介護事業

【職員体制】 3名

【担当地域】 桑名市全域

【介護予防支援業務受託契約】

東部・西部・南部・北部の
全地域包括支援センター

§ 2. 事業所の特徴

- 1) 土曜日も営業して相談・支援に対応
- 2) 多様な基礎資格と専門性：保健師・主任ケアマネ・社会福祉士
- 3) 広域な担当エリア
- 4) **コンプライアンス（法令遵守）の推進**



① **公正中立な立場の堅持** ⇒ § 3

② **利用者の権利擁護と
地域包括ケアの推進** ⇒ § 4



§ 3. 公正中立な立場の堅持

●公平中立な情報提供

利用者・家族の自由な事業所選択 介護保険制度 措置⇒契約

⑤利用者自身によるサービスの選択

～（中略）～

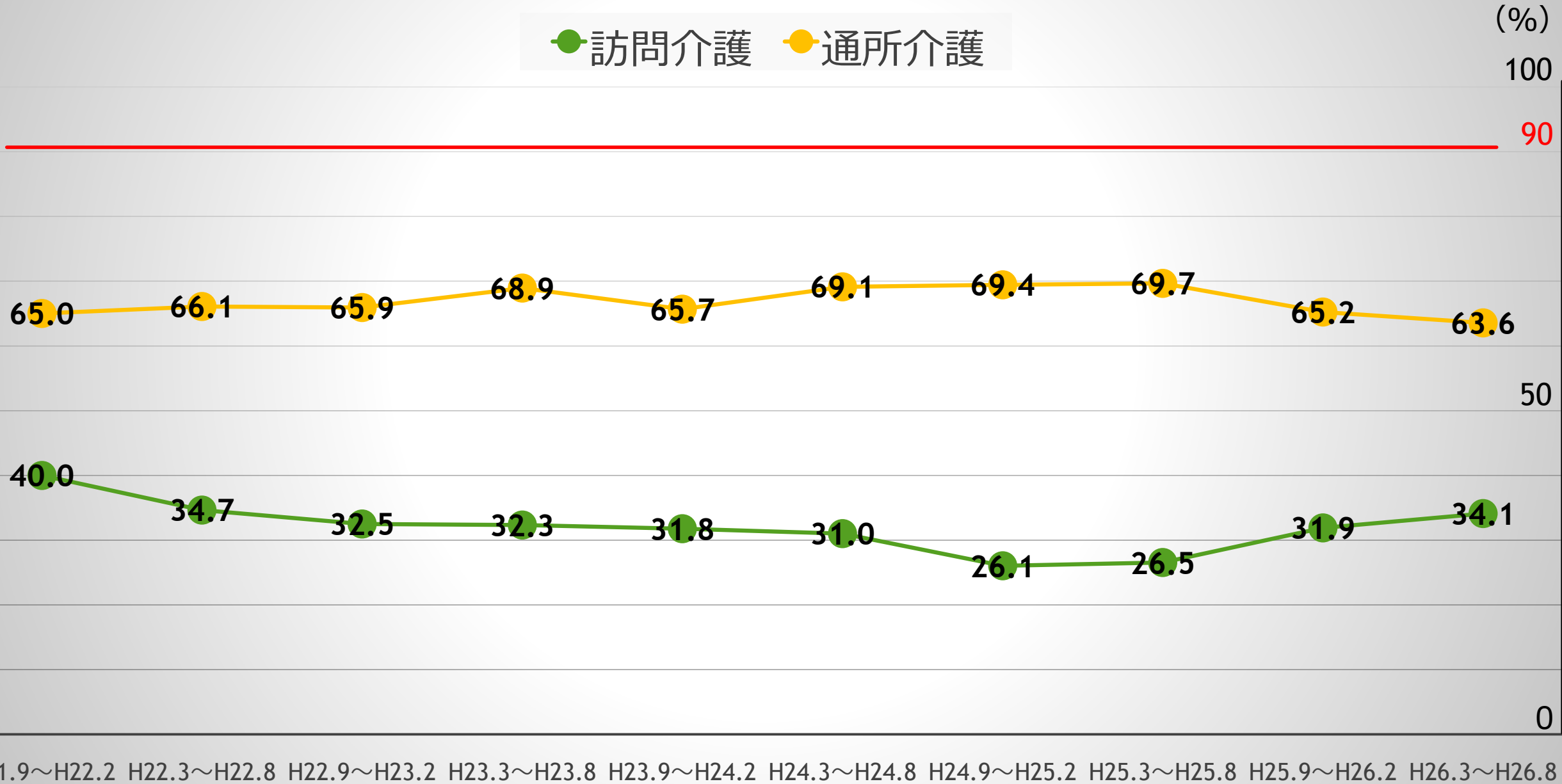
したがって、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや利用者の選択を求めることなく、同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならないものである。

～『老企22号(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方 第5号』より～



居宅担当利用者 訪問・通所介護 社協事業所シェア

● 訪問介護 ● 通所介護



§ 4 . 在宅生活継続のために

～権利擁護と地域包括ケア～

Kさんのケース

92歳 女性 独居 要介護2

傷病名：**認知症、神経症、骨粗鬆症** 他



A D L：排泄・入浴はほぼ自立 歩行器があれば屋外歩行可

サービス利用：訪問介護 週2回（調理、買い物、掃除等）

通院乗降車等介助 月1回程度

状況：通所介護は今まで何力所か行っていたが、他利用者に対する暴言等トラブルにより実質の利用拒否になる。
平成25年12月頃より物盗られ妄想が頻回となる。

§ 4 . 在宅生活継続のために ～権利擁護と地域包括ケア～

◎ 本人からの訴え

『隣人女性がお金を盗っていくので困っている。
心配なので通帳とお金を預かって欲しい。』

→ 本人が知人（デイ職員 A 氏）に管理を依頼
職員の立場と私的な立場との混同を危惧

⇒ 地域福祉権利擁護事業

利用拒否もあったが説得して契約に至る



§ 4 . 在宅生活継続のために ～権利擁護と地域包括ケア～

①地域の連携

交番 及び 近隣支援者への情報提供

： 本人の状態と周辺状況の報告を行い協力を依頼

②福祉の連携

地区民生委員との連携

： 緊急連絡装置の登録を依頼し、適宜 近況情報を共有
担当地域包括支援センターとの連携

③医療の連携

主治医との連携 ： 受診時の同行等で連携を依頼



§ 4 . 在宅生活継続のために ～権利擁護と地域包括ケア～

要介護状態になっても可能な限り地域において
自立した日常生活が営めるように...



§ 5. 今後、取り組むべき課題

1) 不足している社会資源開発への働きかけ

⇒ 社会福祉協議会 地域福祉係との連携

2) 民生委員等との連携の強化

⇒ 『近所力の向上』を目的に今後も推進

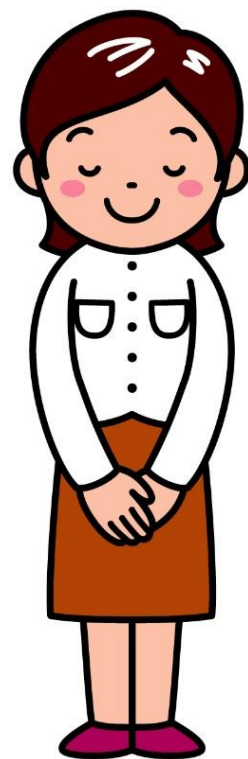
3) 医療・保健との連携の強化

⇒ 更なる連携の推進

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)との連携も



ご清聴ありがとうございました



§ 6 . スキルアップのための取り組み

- ① 事業所内での伝達会議を開催
- ② 法人内で法令遵守・倫理についての内部研修を実施
- ③ 外部研修への積極参加

